

○公 告

猟銃等講習会（経験者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項に規定する猟銃等講習会（許可の更新を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和 8 年 3 月 19 日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

1 開催日時

令和 8 年 6 月 23 日（火） 午後 1 時から午後 5 時までの間

2 開催場所

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 542 番地 4

愛媛県久万高原警察署 3 階講堂

3 受講対象者

猟銃又は空気銃の所持許可の更新を受けようとする者

4 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

5 定員

30 名程度

6 受講申込手続

(1) 受講申込受付期間及び受付時間

ア 開催警察署

令和 8 年 5 月 22 日（金）から令和 8 年 6 月 22 日（月）までの間

イ 開催警察署以外の警察署

令和 8 年 5 月 22 日（金）から令和 8 年 6 月 16 日（火）までの間

※ 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）。

(2) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 提出書類等

ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第 19 号） 1 通

イ 写真 1 枚（提出前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、
無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル
のもの）

ウ 手数料 3,000円（愛媛県収入証紙により納付）

申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

7 講習会の内容

講習内容は、

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施します。

講習を受講した方には、当日講習修了証明書を交付します。

8 その他

- (1) 受講申込時に配布されたテキストを持参してください。
- (2) 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

9 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110（内線3184、3185））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）